

【新旧対照表】JAL カード会員規約（個人用）

現行（2023年8月16日版）	改定後（2025年7月28日版）
<b>第8条（年会費）</b>	<b>第8条（年会費）</b>
会員は、両社が定める年会費を両社所定の方法で支払うものとします。入会または自動更新などにより年会費が発生した後に退会などをして、会員は年会費の支払義務を免れません。また、一旦支払われた年会費は、退会または会員資格の取り消しとなった場合などにおいても返却いたしません。自動更新による年会費の発生を希望しない場合は、自動更新前、すなわち、有効期限月（カード上に表示された年月の月をいいます。ただし、入会後最初の年については、入会月をいいます。）の末日より前に <u>退会届のご提出が必要となります。</u>	会員は、両社が定める年会費を両社所定の方法で支払うものとします。入会または自動更新などにより年会費が発生した後に退会などをして、会員は年会費の支払義務を免れません。また、一旦支払われた年会費は、退会または会員資格の取り消しとなった場合などにおいても返却いたしません。自動更新による年会費の発生を希望しない場合は、自動更新前、すなわち、有効期限月（カード上に表示された年月の月をいいます。ただし、入会後最初の年については、入会月をいいます。）の末日より前に <u>第12条に定める退会の届出が必要となります。</u>
<b>第11条（届出事項の変更）</b>	<b>第11条（届出事項の変更）</b>
1. 会員は、両社に届け出た氏名、住所、勤務先、支払預金口座および家族会員等について変更があった場合は、 <u>当社に所定の届出用紙を提出するなどの方法</u> により、遅滞なく届け出なければなりません。	1. 会員は、両社に届け出た氏名、住所、勤務先、支払預金口座および家族会員等について変更があった場合は、 <u>当社所定の方法</u> により、遅滞なく届け出なければなりません。
<b>第12条（退会）</b>	<b>第12条（退会）</b>
1. 会員は当社または提携先に所定の退会届を <u>提出するなどの方法</u> により、退会することができます。	1. 会員は当社または提携先に所定の退会届を <u>提出する方法等の当社所定の方法</u> により、退会することができます。
2023年8月16日改定	2025年7月28日改定